

令和6年5月21日

放送大学学園

理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

放 送 大 学 学 園

監 事 出 口 利 定

監 事 大 河 原 遼 平

令和5会計年度放送大学学園監事監査報告書

私立学校法(昭和24年法律第270号)第37条第3項及び放送大学学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)第16条の規定に基づき、業務及び財産の状況等について監査を実施した結果、下記のとおり認められる。

記

1 監査結果の概要

(1) 監査の方法と概要

放送大学学園監査要綱及び予め定められた監査計画に従い、学園の業務執行状況及びその課題等については、月1回程度の頻度で監査室と打合せ、関係書類の確認及び常勤理事への業務執行状況の聴取、理事会、評議員会、学長選考・監察会議等の主要な会議への出席等により、その状況を確認した。

財務の状況については、寄附行為第35条第1項に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を確認した。

これらを通して、本学園本部、22学習センター及び5サテライトスペースに関する業務、財産及び理事の業務執行の状況について監査を実施した。

学習センター等については、8学習センター及び2サテライトスペースを対象として実地監査を実施した。

また、14学習センターと3サテライトスペースを対象として書面監査を実施した。

(2) 監査の結果

① 業務の監査結果

監査計画に定めた監査方法により、重点項目を含む監査を実施した結果、本学園における大学の運営、放送及び事業の実施、施設設備の整備及び広報活動等の業務については、本学園の設置目的に沿い、法令その他の定め及び予算に従って、適正に執行されていることを認める。なお、事業報告書は、本学園の状況を正しく示しているものと認める。

また、理事の業務執行に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

② 会計の監査結果

財産目録及び財務諸表は、会計帳簿の記載と一致しており、法令及び放送大学学園会計基準に準拠し、本学園の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。

2 是正又は改善を要する事項

本会計年度の定期監査において、特段の是正や改善を要する事項は見受けられなかつた。

以上

※ この報告書は、令和5会計年度放送大学学園監事監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、原本は本学園が別途保管しています。